

米国が特許法条約(PLT)批准手続を開始

2006年9月8日
JETRO NY 澤井、中山

9月5日、ブッシュ米大統領は特許法条約(PLT: Patent Law Treaty)批准のために、上院に対して同条約締結の助言と承認を求める手続を開始した¹。PLTは、各国の異なる国内特許出願手続の統一化、簡素化により、特許出願人の負担を軽減することを目的とし、さらに、出願日認定要件の緩和や手続き上の瑕疵による特許権の失効を回復する等の救済規定を設けた条約である。本条約は2000年6月に外交会議で採択され、10カ国の批准により2005年4月28日に発効している。²

9月5日付上院の議会記録には、ブッシュ米大統領の声明書(message)が記録されている³。同声明書では、強固な知的財産保護は自由貿易及び市場アクセスの要諦(cornerstone)であるとして、知的財産保護の重要性を強調しつつ、PLTについては手続調和、特許手続に関するコスト負担の低減等により特許保護を促進するものであると説明している。

また、同声明書によると、今般の条約加盟にあたり、米国の現行法令は整備されており、唯一の例外として存在する「発明の単一性」の不一致に関しては、PLT第23条に従い、同第6条(1)の規定の適用を留保する宣言を付して加盟するとしているところ。本件は、今後外交委員会へ付託されることとなる。

(了)

¹ 合衆国憲法第2条2節2項により、米国大統領が条約を締結するためには、上院の助言と承認(出席議員の三分の二の賛同)を必要とする。

² PLTの概要については特許庁HP(http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm)を参照。現在、PLTには14カ国が加盟。(http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?treaty_id=4)

³ 議会記録 [S8977頁](#)右欄下～[S8978頁](#)中欄上部分を参照。

< 参考 > 特許法条約抜粋

Article 6
Application

(1) [*Form or Contents of Application*] Except where otherwise provided for by this Treaty, no Contracting Party shall require compliance with any requirement relating to the form or contents of an application different from or additional to:

(i) the requirements relating to form or contents which are provided for in respect of international applications under the Patent Cooperation Treaty;

(ii) the requirements relating to form or contents compliance with which, under the Patent Cooperation Treaty, may be required by the Office of, or acting for, any State party to that Treaty once the processing or examination of an international application, as referred to in Article 23 or 40 of the said Treaty, has started;

(iii) any further requirements prescribed in the Regulations.

Article 23
Reservations

(1) [*Reservation*] Any State or intergovernmental organization may declare through a reservation that the provisions of Article 6(1) shall not apply to any requirement relating to unity of invention applicable under the Patent Cooperation Treaty to an international application.

JPO ホームページより抜粋

第 6 条
出 願

(1) [出願の形式又は内容] この条約に別段の定めがある場合を除き、いかなる締約国も、出願の形式又は内容について、以下の要件と異なる要件又は追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(i) 特許協力条約に基づき、国際出願に関して規定されている形式又は内容に関する要件、

(ii) 特許協力条約の第23条又は第40条に規定される国際出願の処理又は審査が開始されたのちに、当該条約の加盟国の官庁又は締約国のために行動する官庁が、その条約に基づいて要求する形式又は内容に関する要件、

(iii) 規則に定めるその他の要件。

第 23 条
留 保

(1) [留保] いずれの国又は政府間機関も、第6条(1)の規定が、特許協力条約に基づく国際出願に適用される発明の単一性に関する要件には適用されないことを留保によって宣言することができる。